

第2回千葉県労委審理拒否事件行政訴訟

4・12千葉地裁に大結集を

4月12日(金) 千葉地裁 601号大法廷 9時45分、千葉県労働委員会(千葉県庁)前に結集後、千葉地裁に移動します。裁判後に報告会を行います。



国鉄1047名解雇撤回！労働委員会制度解体に反撃を！

千葉県労働委員会の審理拒否ゆるすな！

4月12日、国鉄1047名解雇撤回をめぐる千葉県労委審理拒否事件(千葉県労働委員会忌避申立却下決定取消行政訴訟)の第2回裁判が行われます。この闘いは、国鉄分割・民営化との対決であると同時に、労働運動解体と産業報国会化の攻撃との対決です。4月12日、千葉地裁への大結集を訴えます。

審査開始した以上、事実調べが原則

この裁判は、JR東に「1047名解雇撤回・団交開催」を求めて千葉県労働委員会に申し立てた不当労働行為事件で、千葉県労委が冒頭から審理を拒否し、わずか2回の調査で審問(事実調べ)さえ行わずに審査を打ち切ったことに対するものです。そもそも、労働委員会において審査を開始した以上、事実調べを行うのが当然の原則です。

不当労働行為が行われても、会社側は必ずその事実を隠蔽します。基本的に証拠の全ては会社が握っているのです。そうである以上、尋問などを行い徹底して事実を暴かなければなりません。

しかし、村上公益委員は第1回目から「最高裁判決に反する命令は出せない」と宣言しました。はじめから「審理

するつもりはない」という審理拒否宣言そのものです。そして、2回目に突然、審

「団結権擁護」の役割を投げ出すな！

動労千葉は30年にわたる闘いの中で、国家的不当労働行為の真実をすべて暴き出しました。当時国鉄職員局長であった葛西敬之・JR東海名誉会長や、採用候補者名簿からの排除に直接携わった深澤祐二・JR東社長などの尋問を行い、真実を明らかにすることが絶対に必要です。

労働委員会は「労働者が団結する権利を擁護する」ため、この闘いは、JRにおける東労組解体や関西地区生コン支部への大弾圧に象徴される労働運動解体攻撃と一体の攻撃です。改憲に向けて、労働組合も労働者の団結権も解体しようとしているのです。4・12行訴闘争を全力で闘おう。

◆4月12日(金) 9時45分、千葉県労働委員会(千葉県庁南庁舎)前に結集後、千葉地裁に移動します。裁判は10時30分から601号大法廷。裁判後に報告会を行います。

国鉄分割・民営化に反対し1047名解雇撤回闘争を支援する全国運動
千葉市中央区要町2-8 DC会館内 Tel 043-222-7207